

市議会令和6年第2回定例会

議案及び議案資料

議案第1号～議案第8号

(第1集)

柏市

目 次

議案第 1 号	専決処分について（柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）	1
議案第 1 号資料	柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	5
議案第 2 号	専決処分について（柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	7
議案第 2 号資料	柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例について	2 7
議案第 3 号	柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について	4 9
議案第 3 号資料	柏市支所出張所条例の一部を改正する条例について	5 1
議案第 4 号	柏市税条例の一部を改正する条例の制定について	5 3
議案第 4 号資料	柏市税条例の一部を改正する条例について	5 7
議案第 5 号	柏市犯罪被害者等支援条例の制定について	6 1
議案第 5 号資料	柏市犯罪被害者等支援条例について	6 7
議案第 6 号	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について	6 9
議案第 6 号資料	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について	7 3
議案第 7 号	柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	7 7
議案第 7 号資料	柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例について	7 9
議案第 8 号	柏市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について	8 1

議案第 8 号資料	柏市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例について	8 3
-----------	---------------------------	-----

専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、重度心身障害者のうち高額治療継続者等に係る障害者医療費の支給の制限を行わない期間の延長を行うため、柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定したので提案する。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和 6年 3月29日

柏市長 太田和美

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例の制定について

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

柏市条例第20号

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例（平成19年柏市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第1号資料

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成19年柏市条例第15号）
新旧対照表

改正前	改正後
附 則 (経過措置) 2 略 3 改正後の第5条の2の規定は、対象者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1号に規定する高額治療継続者又はこれに準じる者として市長が別に定める者である場合については、柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年柏市条例第14号)第2条の規定の施行の日から <u>令和6年3月31日</u> までの間は、適用しない。	附 則 (経過措置) 2 略 3 改正後の第5条の2の規定は、対象者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第35条第1号に規定する高額治療継続者又はこれに準じる者として市長が別に定める者である場合については、柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年柏市条例第14号)第2条の規定の施行の日から <u>令和9年3月31日</u> までの間は、適用しない。

専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

地方税法等の改正に伴う令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除に係る規定の整備，土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続等を行うため，柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定したので提案する。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6年 3月31日

柏市長 太田和美

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

柏市条例第 2 1 号

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例

(柏市税条例の一部改正)

第 1 条 柏市税条例（昭和 3 0 年柏市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に，「納期限前 7 日」を「納期限」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，市長が，当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，市民税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。

第 5 1 条第 3 項中「によつて」を「により」に，「においては」を「には」に改める。

第 7 1 条第 2 項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に，「添付し」を「添付して」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，市長が，当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，固定資産税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。

第 7 1 条第 3 項中「によつて」を「により」に，「においては」を「には」に改める。

第 1 3 2 条の 3 第 2 項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，市長が，当該者が所有し，又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。

第 1 3 2 条の 3 第 3 項中「によつて」を「により」に改める。

第 1 4 4 条第 2 項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が有し、又は有していた施設等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第144条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第3条の3の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第3条の3の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第

4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り，適用する。

附則第4条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第5条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り，法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を，前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3，第34条の5から第34条の8まで，附則第3条の3第2項，附則第5条第1項，附則第5条の3の2第1項，前条及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項，第47条の5第1項及び前条の規定の適用については，第34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と，第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と，「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と，「，前々年中」とあるのは「，附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り，個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については，第41条の規定にかかわらず，次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期

分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所

得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下こ

の項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴

収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額

を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分

割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には，特別徴収対象税額は，当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については，同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは，「附則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については，前各項の規定は，適用しない。
(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り，法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を，同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3，第34条の5から第34条の8まで，附則第3条の3第2項，附則第5条第1項，附則第5条の3の2第1項，附則第5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条第2項中「前条」を「附則第5条の4」に改め，同条第3項中「第34条の8第1項」の次に「，附則第5条の5第1項及び前条」を加え，「同項中」を「第34条の8第1項中」に，「とあるのは，」を「とあるのは」に，「とする」を「と，

附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条，附則第6条第2項及び」と，前条中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4，次条第2項及び」とする」に改める。

附則第8条の2第8項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め，同条第9項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め，同条第10項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め，同条第11項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め，同条第12項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め，同条第13項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め，同条第15項を削り，同条第16項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め，同項を同条第15項とし，同条中第17項を第16項とし，第18項を第17項とする。

附則第8条の3第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め，同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め，同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め，同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め，同条第12項各号列記以外の部分中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め，同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め，同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第9条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め，同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め，同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適

用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 10 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 10 条の 3 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条表以外の部分中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 11 条の 2 第 4 項を削る。

附則第 11 条の 3 第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 12 条中「又は第 4 項」を削る。

附則第 13 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和

6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第14条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の3の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用につい

ては、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の3の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の3の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の3の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3の3第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(柏市都市計画税条例の一部改正)

第2条 柏市都市計画税条例（昭和31年柏市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第1号中「附則第6項第1号」を「附則第4項第1号」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第5項とし、同項の前の見出しとして「（宅地等に対して課する令和

6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第7項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第5項」に、「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「附則第6項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項表以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第10項とする。

附則第12項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第13項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 16 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「第 7 項，第 9 項及び第 10 項」を「第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 9 項から第 11 項まで」を「附則第 8 項から第 10 項まで」に、「附則第 12 項から第 14 項まで」を「附則第 11 項から第 13 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 17 項中「第 35 項まで，第 38 項，第 39 項，第 43 項若しくは第 46 項」を「第 34 項まで，第 37 項，第 38 項，第 42 項若しくは第 45 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 18 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項を附則第 17 項とし、附則第 19 項を附則第 18 項とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中柏市税条例附則第 3 条の 3 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の柏市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次条において「旧法」という。）附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供

する固定資産に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き，第2条の規定による改正後の柏市都市計画税条例の規定は，令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和5年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。

議案第2号資料

柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例
について

柏市税条例（昭和30年柏市条例第14号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(市民税の減免) 第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p>	<p>(市民税の減免) 第51条 略</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p>
<p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、<u>直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>	<p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p>
<p>第132条の3 略</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、</p>	<p>第132条の3 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直</p>

直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(事業所税の減免)

第144条 略

- 2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで 略

- 3 第1項の規定によって事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(事業所税の減免)

第144条 略

- 2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が有し、又は有していた施設等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)から(5)まで 略

- 3 第1項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第3条の3の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、前条及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条

の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の

住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全

額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額は

ないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金

所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 略

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5から第34条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第6条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2から7まで 略

- 8 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 10 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の3の2第1項、附則第5条の4及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条 略

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の5から第34条の7まで、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項、附則第5条の3の2第1項及び附則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項、附則第5条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条第2項」と、附則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第6条第2項及び」と、前条中「附則第5条の4及び」とあるのは「附則第5条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2から7まで 略

- 8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 略

15 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 略

18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2から7まで 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(7)まで 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

14 略

15 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 略

17 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2から7まで 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(7)まで 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第9条 次条から附則第12条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)から(7)まで 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度

(1)から(5)まで 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで 略

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第9条 次条から附則第12条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)から(7)まで 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であつて、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度

までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が

までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が

当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条の3 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条の2 略

2及び3 略

当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第10条の3 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第11条の2 略

2及び3 略

4 令和2年度分の固定資産税について柏市税条例及び柏市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和3年柏市条例第16号)による改正前の柏市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第11条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第11条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第11条の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第12条 附則第10条、第11条、第11条の2又は第11条の3の規定の適用がある各年度分の固定

第11条の3 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第12条 附則第10条、第11条、第11条の2又は第11条の3の規定の適用がある各年度分の固定

資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条、第11条又は第11条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地については、これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第11条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第11条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については、附則第11条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第130条第1号及び第133条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第130条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 略

資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第10条、第11条又は第11条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地については、これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第11条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第11条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については、附則第11条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第130条第1号及び第133条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第130条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3から5まで 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)から(4)まで 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

4 略
(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2から4まで 略

- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 略
(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 略

2から4まで 略

- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 略

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)から(4)まで 略

(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附

<p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>6 略</p>	<p><u>則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p><u>(5) 附則第5条の5及び附則第5条の8の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び附則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3の3第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 略</p>
--	---

柏市都市計画税条例（昭和31年柏市条例第15号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>(都市計画税の課税免除)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 前項第3号の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>(都市計画税の課税免除)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 前項第3号の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号及び次条第2項第1号並びに附則第6項第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条第2項第1号並びに附則第6項第1号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) 略

3 略

附 則

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号及び次条第2項第1号並びに附則第4項第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条第2項第1号並びに附則第4項第1号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) 略

3 略

附 則

(法附則第15条第32項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

5 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都

の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

11 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る

都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る

当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

12 略

13 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により柏市税条例附則第11条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合

当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

11 略

12 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により柏市税条例附則第11条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満

には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

15 略

16 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

18 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。

(沼南町との合併に伴う経過措置)

19 略

たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

14 略

15 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

16 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

17 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定により、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。

(沼南町との合併に伴う経過措置)

18 略

柏市支所出張所条例の一部を改正する条例の制定について

柏市支所出張所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏駅前行政サービスセンターの位置を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市支所出張所条例の一部を改正する条例

柏市支所出張所条例（昭和29年柏市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表柏駅前行政サービスセンターの項位置の欄中「柏一丁目1番11号」を「旭町一丁目5番1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第3号資料

柏市支所出張所条例の一部を改正する条例について

柏市支所出張所条例（昭和29年柏市条例第2号）新旧対照表

改正前			改正後		
(名称等) 第2条 略 2 出張所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。			(名称等) 第2条 略 2 出張所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
田中出張所から高柳出張所まで	略	略	田中出張所から高柳出張所まで	略	略
柏駅前行政サービスセンター	柏市柏一丁目1番11号		柏駅前行政サービスセンター	柏市旭町一丁目5番1号	

柏市税条例の一部を改正する条例の制定について

柏市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

地方税法の改正に伴い特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定めること等を行いたいの
で提案する。

柏市条例第 号

柏市税条例の一部を改正する条例

柏市税条例（昭和30年柏市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第56条各号列記以外の部分中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第7条の3第2項第1号中「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額」を削る。

附則第8条の2中第17項を第18項とし、第8項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。

第8条の3中第14項を第15項とし、第3項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の柏

市税条例の規定中固定資産税に関する部分は，令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し，令和5年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

議案第4号資料

柏市税条例の一部を改正する条例について

柏市税条例（昭和30年柏市条例第14号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号, 第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は, 土地については第1号及び第2号に, 家屋については第3号及び第4号に, 償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を, 当該土地, 家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人, 公益社団法人若しくは公益財団法人, 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの, 医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者, 令第49条の10第1項に規定する医療法人, 公益社団法人若しくは公益財団法人, 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。), 社会福祉法人, 独立行政法人労働者健康安全機構, 健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師, 准看護師, 歯科衛生士, 歯科技工士, 助産師, 臨床検査技師, 理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地, 家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して, 市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>第57条から第58条の2まで 略</p> <p>附 則 (法人税割の税率の特例)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>2 次の各号に掲げる法人に対する各事業年度における法人税割額は, 前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の</p>	<p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第55条 略</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号, 第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は, 土地については第1号及び第2号に, 家屋については第3号及び第4号に, 償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を, 当該土地, 家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人, 公益社団法人若しくは公益財団法人, 宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの, 医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者, 令第49条の10第1項に規定する医療法人, 公益社団法人若しくは公益財団法人, 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。), 社会福祉法人, 独立行政法人労働者健康安全機構, 健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師, 准看護師, 歯科衛生士, 歯科技工士, 助産師, 臨床検査技師, 理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの, 公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地, 家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して, 市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>第57条から第58条の2まで 略</p> <p>附 則 (法人税割の税率の特例)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>2 次の各号に掲げる法人に対する各事業年度における法人税割額は, 前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の</p>

各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の4に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この条において同じ。)を有する法人で資本金等の額が1億円未満であるもの又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。) 8.4分の2.4

(2) 略

3及び4 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2から7まで 略

8 略

9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の4に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この条において同じ。)を有する法人で資本金等の額が1億円未満であるもの又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。) 8.4分の2.4

(2) 略

3及び4 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2から7まで 略

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。

9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

2 略

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 略

5 略

6 略

7 略

7 略
8 略
9 略
10 略
11 略
12 略
13 略
14 略

8 略
9 略
10 略
11 略
12 略
13 略
14 略
15 略

柏市犯罪被害者等支援条例の制定について

柏市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 7 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、並びに本市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、柏市犯罪被害者等支援条例を制定したいので提案する。

柏市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、並びに本市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、他者の偏見、無理解、差別等により受けるプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から犯罪等により再び受ける被害をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者並びにこれらの者が組織する団体であって市内で活動するものをいう。
- (6) 事業者等 市内で事業活動を行う者及びその構成員をいう。
- (7) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 すべての犯罪被害者等は，人としての尊厳が尊重され，その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援のための施策は，被害の状況，犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとする。

3 犯罪被害者等の支援のための施策は，犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう，必要な支援を途切れることなく受けられるように講じられるものとする。

4 犯罪被害者等の支援のための施策は，犯罪被害者等に係る個人情報への取扱いに留意し，二次被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して行われるものとする。

（本市の責務）

第4条 本市は，前条に規定する基本理念にのっとり，関係機関等との役割分担を踏まえて，犯罪被害者等の支援のための施策を策定し，及び実施するものとする。

2 本市は，前項の施策を円滑に実施できるよう，関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は，犯罪被害者等の尊厳を尊重し，犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め，犯罪被害者等の地域社会での孤立及び二次被害が生じることのないよう配慮するとともに，本市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は，犯罪被害者等の尊厳を尊重し，犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるとともに，二次被害が生じることのないよう配慮するものとする。

2 事業者等は，犯罪被害者等が平穏な生活を営むために必要な各種手続に参加することができるよう，犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するものとする。

（相談，情報の提供等）

第7条 本市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じる窓口を設置し、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 本市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を見舞うため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

(日常生活支援)

第9条 本市は、犯罪被害者等が早期に日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等に対し、家事、育児又は介護に係る支援その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 本市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るとともに、二次被害及び再被害を受けないようにするため、転居等に係る費用の助成、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(損害賠償の請求の支援)

第11条 本市は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求について、弁護士への相談に係る費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

(刑事手続への参加等の支援)

第12条 本市は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与することができるよう、関係機関等と連携し、必要な情報の提供を行うとともに、刑事手続への参加に係る費用の助成その他の必要な支援を行うものとする。

(精神的な被害の回復の支援)

第13条 本市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるよう、犯罪被害者等に対し、その心身の状況等に応じた適切な相談援助に係る情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第14条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう、必要な支援を行うものとする。

(他の地方公共団体との連携等)

第15条 本市は、市外に住所を有する者が市内で起きた犯罪等により被害を受けた場合には、その者が必要な支援を受けられるよう、その者が住所を有する地方公共団体との連携及び協力を図るものとする。

(総合支援体制の整備)

第16条 本市は、関係機関等と連携及び協力をして、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

(人材の育成等)

第17条 本市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、市の職員その他の犯罪被害者等の支援を行う者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性についての意識を高め、必要な能力を身に付けるための施策を講じるものとする。

(関係民間団体に対する援助)

第18条 本市は、犯罪被害者等の支援におけるその役割の重要性に鑑み、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体の活動の促進を図るため、必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行うものとする。

(犯罪被害者等への理解の増進)

第19条 本市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性についての市民等及び事業者等の理解を深めるよう、啓発活動その他の必要な施策を講じるものとする。

(意見の反映)

第20条 本市は、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するに当たっては、犯罪被害者等の意見の聴取等を行い、適切に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第 2 1 条 本市は，犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は，犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（柏市営住宅条例の一部改正）

2 柏市営住宅条例（平成 9 年柏市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

（9）柏市犯罪被害者等支援条例（令和 6 年柏市条例第 号）

第 2 条第 2 号に規定する犯罪被害者等で同条第 1 号に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めるもの

議案第5号資料

柏市犯罪被害者等支援条例について

柏市営住宅条例（平成9年柏市条例第20号）新旧対照表（附則第2項関係）

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の「老人，身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者」とは，次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>3から7まで 略</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の「老人，身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者」とは，次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p><u>(9) 柏市犯罪被害者等支援条例(令和6年柏市条例第 号)第2条第2号に規定する犯罪被害者等で同条第1号に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと市長が認めるもの</u></p> <p>3から7まで 略</p>

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正
する条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、保育
所における保育士等の配置の基準を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正
する条例

(柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正)

第1条 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年柏市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項本文中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正)

第2条 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例(平成26年柏市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表第1項中「30人」を「25人」に改め、同表第2項中「20人」を「15人」に改める。

(柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正)

第3条 柏市地域型保育事業設備運営基準条例(平成26年柏市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 柏市認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年柏市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。
- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第6条第3項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。
- 4 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の柏市地域型保育事業設備運営基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。
- 5 園児の教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第4条の規定による改正後の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の柏市認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

議案第6号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後																				
<p>(職員の数等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>3及び4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4及び5 略</p>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人	3及び4 略		備考 略		<p>(職員の数等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>3及び4 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4及び5 略</p>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人	3及び4 略		備考 略	
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人																				
3及び4 略																					
備考 略																					
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人																				
3及び4 略																					
備考 略																					

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1</p>	<p>(職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1</p>

<p>人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることとはできない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (職員)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定により保育を行う場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
--	---

柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年柏市条例第8号）新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
(職員の配置)	(職員の配置)
第3条 認定こども園には、満1歳未満の園児おお	第3条 認定こども園には、満1歳未満の園児おお

むね3人につき1人以上，満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上，満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上，満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし，常時2人を下回ってはならない。

2から5まで 略

むね3人につき1人以上，満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上，満3歳以上満4歳未満の園児おおむね15人につき1人以上，満4歳以上の園児おおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし，常時2人を下回ってはならない。

2から5まで 略

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い，特定教育・保育施設における重要事項の掲示等に係る規定等の整備を行いたいの
で提案する。

柏市条例第 号

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成26年柏市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号資料

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準
 条例の一部を改正する条例について

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成26年柏市条例第30号）新旧
 対照表

改正前	改正後
<p>(<u>揭示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示</u>しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3から6まで 略</p>	<p>(<u>揭示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3から6まで 略</p>

柏市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定について

柏市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

温室効果ガスの排出の量の削減目標を改めること等を行いたいの
で提案する。

柏市条例第 号

柏市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

柏市地球温暖化対策条例（平成19年柏市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第3条第3号中「抑制をする」を「量を削減する」に改め、同条第4号及び第5号中「排出」の次に「の量」を加え、同条第7号中「影響へ」を「影響に」に、「第7条第2項第5号」を「第7条第2項第4号」に改める。

第4条第1項中「24パーセント」を「46パーセント」に改める。

第7条第2項第2号を削り、同項第3号中「排出」の次に「の量」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号資料

柏市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例について

柏市地球温暖化対策条例（平成19年柏市条例第16号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。</p> <p>(3)から(6)まで 略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 地球温暖化対策の基本理念は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出の抑制をするため、自然エネルギーその他多様なエネルギー及び資源の効率的な活用等に配慮する持続可能なまちづくりに寄与するものであること。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギーの推進を図るものであること。</p> <p>(5) 温室効果ガスの排出を削減するため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を推進し、資源循環型社会の構築に資するものであること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 地球温暖化が気候の変動に影響を与える可能性があるとの認識に立ち、気候の変動に起因して生じる影響へ適応する施策(第7条第2項第5号において「適応策」という。)を推進するものであること。</p> <p>(削減目標)</p> <p>第4条 本市における温室効果ガスの排出の量の削減の目標は、令和12年度の温室効果ガスの排出の量を平成25年度の温室効果ガスの排出の量と比較して<u>24パーセント</u>以上削減することとする。</p> <p>2 略</p> <p>(対策計画)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 対策計画に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。</p> <p>(3)から(6)まで 略</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 地球温暖化対策の基本理念は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出の量を削減するため、自然エネルギーその他多様なエネルギー及び資源の効率的な活用等に配慮する持続可能なまちづくりに寄与するものであること。</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の量を削減するため、省エネルギーの推進を図るものであること。</p> <p>(5) 温室効果ガスの排出の量を削減するため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を推進し、資源循環型社会の構築に資するものであること。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 地球温暖化が気候の変動に影響を与える可能性があるとの認識に立ち、気候の変動に起因して生じる影響に適応する施策(第7条第2項第4号において「適応策」という。)を推進するものであること。</p> <p>(削減目標)</p> <p>第4条 本市における温室効果ガスの排出の量の削減の目標は、令和12年度の温室効果ガスの排出の量を平成25年度の温室効果ガスの排出の量と比較して<u>46パーセント</u>以上削減することとする。</p> <p>2 略</p> <p>(対策計画)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 対策計画に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>

<p>(2) <u>温室効果ガスの排出の抑制</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 温室効果ガスの排出の削減に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3から5まで 略</p>	<p>(2) 温室効果ガスの排出の<u>量</u>の削減に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3から5まで 略</p>
---	---

